

# ロシア革命直後の食糧政策：商品交換制を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00000146">https://doi.org/10.24517/00000146</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## ロシア革命直後の食糧政策

—商品交換制を中心に—

## はじめに

筆者は以前に、一九二二年春の割当徴発から現物税への交替は、商品交換制の組織化と一体となったものであることを指摘した。<sup>①</sup>更に言えば現物税、商品交換、消費協同組合の三位一体的体制を確立することが二二年春に採られた新政策の基礎であった。

商品交換とは「商品生産は廃止され、これに伴ない通貨もなく<sup>②</sup>なる」生産物交換への過渡的措置であり、この間の状況を後にレニン<sup>③</sup>は「商品交換は、……商業なしの或る直接的移行を、社会主義的生産物交換への一步を想定していた」と説明した。

現物税こそが正しい商品交換制の確立に至るまでの暫定的措置と見做されていた。三月二〇日の全ロシア中央執行委員会〔以下

## 梶川伸一

委と略記、その他の委員会の表記も同じ〕で採択された「ロシア共和国農民へ」の訴えの中では以下のように表現されている。

……農民はこの措置〔現物税の実施〕が一時的なものであることを理解せねばならない。猛烈な困窮と外国貿易の未組織のため、ソヴェト権力は税として、即ち反対給付 *возмещение* なるして農民経営の生産物の一部を奪うことを余儀なくされている。……わが工業が建設されるに依じて、わが原料と交換に外国商品の輸入が拡大されるに依じて、農民に課す現物税の割当ては減少するであろう。将来、社会主義経済の建設において農民の穀物一ブードに対し、ソヴェト国家が農民が必要とする等価の生産物を提供するようになるであろう。<sup>④</sup>

過渡期の経済政策としてこのような商品交換制の確立が目指さ

れていたものであり、この方針は地方活動家にも浸透していた。例  
えば八月第四回スモレンスク県食糧会議で県コミサルは「……  
工業の発展に應じて、従って農業の向上に應じて食糧税はそれに  
比例して縮少し、最後には社会主義の原則で打建てられる商品交  
換にその地位を譲るであらう……」と報告している。<sup>5)</sup>

繰り返せば、六月の第三回全ロシア食糧会議で食糧人民委員H  
・P・ブリュエーノフがより明確に報告したように、税でなく商  
品交換こそが過渡期の、即ち社会主義への移行段階での経済政策  
の基礎となるべきであった。

税政策は社会主義へ、社会主義的生産物交換へ向かう道でない  
以上、商品交換政策こそが社会主義的生産物交換への移行とい  
う方向で基礎付けられねばならない。資本主義から社会主義へ  
の移行ははじめ予想していたより遙かに複雑で長期的なもので  
あることが分った。ようやく現在都市と農村との正しい相互関  
係を確立する可能性が生まれた。都市と農村の正しい商品交換  
の確立によって、ソヴェト権力は労働者と農民との経済的基盤  
を確立し、強化するであらうと考えている。<sup>6)</sup>

では何故かくも重要な商品交換が当時の出版物で現物税ほどに  
は論じられなかったのであろうか。その理由の第一は、農民に不  
利に設定された商品交換制で十分な農産物調達には不可能であり、

税による調達が当面は主力と見做されていたことにある。<sup>7)</sup> だがそ  
れだけではない。それ以前に構想はされたが実現されなかった新  
しい試みとしての現物税に対し、商品交換制は以前に法制化され  
実施されていたことが大いに関係があったと考えられる。即ち一  
七年の十月革命直後から商品交換制に拠る（性格と役割を変えな  
がらも、制度としては）農産物調達が試みられたのであった。

このような意味で「国家は実質的に現物税布告の発布よりもず  
つと以前に商品交換業務を想定していた」とか「現物税よりも以  
前に商品交換制は構想されていた」とかの文脈が理解されるべき  
であらう。

本稿では一八年夏頃までのソヴェト食糧政策が主に扱われる。  
何故ならばこの時期は、レーニンの規定に従えばブルジョア社会  
から社会主義への過渡期であり、この長い「産みの苦しみ」の中  
で採られた食糧政策が社会主義へ至るまでの過渡的なものと見做  
しうるからである。即ち旧社会の母斑を付けたプロレタリア国家  
が、旧体制の食糧政策を受継ぎながら食糧独裁の中央集権体制を  
確立する過程が考察の対象となる。また、石井規衛氏がこの時期  
の辺境地での穀物調達の重要性について鋭い指摘をされているに  
も拘らず、地域的にはロシア共和国に限定される。

付記…一八年二月一四日までは露曆で表記し、引用については

断わりなしに正字法に改めてある。

- ① 「現物税について」(『史林』第六二巻第四号、一九七九)
- ② R・パロ著永井・村山訳『社会主義の新たな展望』I、岩波現代選書、一九八〇、一四六—一四七頁。
- ③ Ленинский сборник, т. XXIII, стр. 267.
- ④ I-IV сессия ВЦИК VIII созыва: стенографический отчет, М., 1922, стр. 97.
- ⑤ «Торгово-промышленная газета», 16 августа 1921г.
- ⑥ «Экономическая жизнь», 19 июня 1921г.
- ⑦ 例えば第一〇回党協談会でのА・スウ・キハルスキーの発言(Протоколы десятой всероссийской конференции РКП(б), М., 1933, стр. 48)。
- ⑧ Я. Брандбургский, «Экономическая жизнь», 13 мая 1921г.
- ⑨ А. Галин, «Союз погребельцев», 1921, No. 7, стр. 11.
- ⑩ В. И. Ленин, Полное собрание сочинений, т. 35, стр. 192. [以下 ПСС]
- ⑪ 石井規衛「国家と農民」(『土地制度史学』第九〇号、一九八二)。  
また和田春樹「ロシア革命における農民革命」(初出、岡田与好編『近代革命の研究』下巻、東大出版会、一九七三)からも示唆を得ている。

## 一 大戦下の食糧政策

第一次大戦の勃発はロシア全土に一層の商品不足をもたらし、それは著しい物価騰貴を導いた。早くも内相H・A・マクラコフは県知事に「必需品価格を規制する強制命令を……発し、投機と

の闘争のため彼に属する全権を行使せよ」との命令を出し、一五年はじめて四五県に地方公定価格が実施された。だが公定価格商品の商業の縮少や停止、また商品が公定価格の施行されていない地方へ流れたりして、この命令は大きな成果を挙げなかった。<sup>①</sup>

一方、大戦は経済的危機に頻したロシア帝国に対し国家総動員体制下で経済の国家統制を行なう機会を与えた。

食糧問題に関して一五年八月に食糧特別会議 Особое совещание по продовольствию が設置され、その議長は農相に広汎な全権が付与された。彼は作戦区域を除く全国の全食糧業務を指導し、その全権委員は県知事と地方組織を通して全食糧生産物の買付と徴発を行ない、それらを分配し公定価格を指定する権限を得た。<sup>②</sup>更に一六年一〇月の法令で、軍と全国の全食糧調達が食糧特別会議に課せられ、同時に同会議は再編強化された。一〇月以後全帝国に主要穀物と麦粉の調達公定価格が導入され、これら価格は食糧特別会議により市場価格に準じて定められた。穀物調達には農業省の特別組織「穀物軍 Хлебармия」も参加した。<sup>④</sup>一六年秋には消費地区にも調達公定価格の五パーセントと輸送費を上乗せした公定価格が実施された。しかし銀行が穀物の投機的買付に積極的に介入したため国家調達は進捗しなかった。一月の法令で農相リチフは穀物・飼料の強制「割当 Рационализация」即ち県

郡、村落毎の政府命令に拠る割当徴発の実施を決定した。割当徴発は二一県で実施されたが、予定の五億ブードに対し実際には約一・七億ブードが徴取されただけであった。この間の穀物調達を経済史家リャシチェンコは「調達は公定価格制に基づいてはいたが、貨幣減価と工業価格との乖離〔農産物公定価格との〕の下では決して生産者を満足させなかった」と評しているが、これはソヴェト政府下の穀物調達についても妥当する評価である。

臨時政府の下で食糧危機は更に昂進した。初代農相シンガリョーフの言葉に拠れば、一七年三月はじめ国家管轄下に穀物は皆無で、ペトログラートとモスクワに数日分の穀物が残されていただけで「飢餓の亡霊が広大なロシア帝国領内を飛びかっていた。」

こうした状況に対し臨時政府は食糧業務の中央集権体制を敷いた。

まず三月九日、帝政期の食糧特別会議に替わり、農業省下に全国食糧委員会 Общегосударственный продовольственный комитет が設置され、三月二五日に同委員会の作成した「国家管轄下への穀物移管と地方食糧組織について」の法令が出された。本法令に拠り穀物専売制が導入され、穀物・飼料の農民の消費と経営上の必要量を超えた全余剰は公定価格で国家食糧組織へ強制的に引渡されることになった。同時に地方食糧組織が整備され、

県、郡、市、郷に食糧委が設置され、これまで行政上分割されていた調達と分配が単一の地方食糧委に集中された。ここにソヴェト政権下での食糧独裁の原形を見ることがができる。

五月五日に食糧省が設置され、同省が農業省に替わり食糧生産物と最も必需品の調達と分配、それらの価格規制の実行機関となり、全国食糧委は食糧大臣の管轄下に置かれた。九月九日の指令で、前線の需要を充たした後に残る工場製繊維の六〇パーセントが食糧省により分配されることが定められた。

こうして臨時政府下で設置された食糧省は消費財の分配機能をも併有することになった。調達のみならず、分配にも国家統制が導入されたのである。

更に一六年までに既にいくつかの地方で、通常は砂糖、小麦粉、挽割りに対して実施されていた配給券制度 карточная система が、四月二九日付の農相の指令に拠り、ザフカージェエとトルケスタンを除く全国の都市に導入され、月間麦粉三〇、挽割り三ノントの最大穀物保証基準が定められた。

だが法的に制度化されることと、それが十全に機能することとは別物である。

臨時政府下で確立された穀物割当徴発も穀物専売制も実際には十分に機能するまでに至らなかった。臨時政府の行政能力は極め



まずそのはじめは「穀物は穀物専売法の廃止を待ち望んでいる地主とクラークの納屋で腐っている。何百万ブードの穀物が集荷所で腐っている」<sup>①</sup>ことを前提にした食糧部隊による食糧探索であった。例えばベトログラートではクロンシュタット水兵と労働者から成る部隊が編成され、一月までに水兵たちは市全域で食糧探索を行ない、既に八万ブードの麦粉、五万ブードの砂糖、三万ブードのキャベツを摘発したと報告された。

食糧部隊による食糧の摘発は都市から地方へ穀物県へと拡大した。

一七年一月二日軍事革命委員会はベトログラートと前線の食糧確保のため、水兵、兵士、労働者の特別編成部隊を穀物県へ派遣すると宣言し、部隊は農民への説得で穀物を受取ることができない所では穀物は没収されねばならない、と指示した。<sup>②</sup>

十月革命から一八年春までの穀物調達は以下で特徴付けられる。第一に、この時期の調達は一〇月二七日に組織された食糧人民委員部〔以下HKП〕により統轄されたものでなく、地方権力の独断的専行であった。ロストフ・ナドヌでは旧軍事コミサールが駅に滞貨している穀物を没収していた。ウファア県では独自に武装隊が穀物を徴収していた。<sup>③</sup>だがこうした地方権力の徴収が中央消費県への穀物を保証するものではない。ソヴェト政府の食糧政

策とは中央の都市労働者への食糧確保に外ならず、そのためには強力な中央調達機関が必要であったが、HKПは旧官吏の抵抗がありその任務を十分に果たすことができなかった。従っていくつかの特別な組織を設置せねばならなかった。

一七年一月二日全ロシア中央執行委は、単一の國家食糧組織の創設のためベトログラートに全ロシア食糧委員会 *Всероссийский продовольственный комитет* を設置し、同委員会は今ソヴェトに直ちにソヴェト下に食糧委員会を設置する旨の指令を出すよう訴えた。<sup>④</sup>一八年一月三十一日には革命的非常手段の行使をも含めた全権が付与された食糧非常委員会 *Презычанная комиссия по продовольствию* が食糧業務を整備するために設置された。<sup>⑤</sup>

一八年春までにいくつかの地方ではソヴェト下に食糧委が設置された。ベトログラート県では食糧分配の中央組織として県ソヴェト執行委の下に県食糧委が置かれ、郡、市、郷ソヴェト執行委下に当該の食糧委が設置され、食糧部隊の指導はソヴェトに委ねられた。<sup>⑥</sup>

第二の特徴は、原則として商品交換による穀物調達が実施されていたことである。

レーニンは今早くも一七年一月四日の全ロシア中央執行委で

「製造工業生産物と穀物との交換、生産の厳格な統制と記帳、そこに社会主義の端緒がある」と商品交換の必要性に言及し、一八年一月にはより明確に「プロレタリア独裁に基づく……ロシアの再編は小農民の農村消費組合と都市との現物生産物交換の下で経済的に充分可能である……」と指摘していた。<sup>⑧</sup>

この方針に沿って一七年一二月までに食糧との交換のため三三二万ルーブリの商品が農村住民に発送された。その後も商品発送は増え続け、一八年三月には総額八〇三二万ルーブリに達した商品は穀物生産県、モスクワ州、消費県に分けて発送され、一人当りの商品の割<sup>ラズヴォイスト</sup>当は生産県で一・四一ルーブリ、消費県で〇・三ルーブリと定められた。<sup>⑨</sup>

一八年三月になり全国的規模での商品交換の制度化への動きが見られる。三月七日の《ブラヴダ》論文で、一定単位(例えば郷)が地方的食糧生産物と交換で織物を受取り(例えば穀物五ブードに対し一アルシン)、そして各員に均等に配分する、といった形態での商品交換制の構想が公けにされた。<sup>⑩</sup>

三月二五日の人民委員会議で穀物供給に関する報告を食糧人民委員ツルーパーが行ない、以下の理由で商品交換の組織化を必要と見た。織物その他の必需品を受取っていない農民は貨幣の購買力に幻滅し、穀物を保持する方を選んで販売するのを止めている、

従って農民必需品の農村への供給のみが「隠匿穀物を白日の下に晒すであろう。その他のあらゆる方策は姑息なものである。……要するに、国家的規模で商品交換を組織することが必要である」<sup>⑪</sup>と。即ち隠匿穀物を放出す手段として商品交換制が想定されたのである。この報告を受け同日の人民委員会議は商品交換のため一億六二〇〇万ルーブリをH K Pに割当ててことを決定した。<sup>⑫</sup>翌二六日「商品交換について」の布告が人民委員会議で採択され、四月二日付で公示された。繊維、履物、塩等の一連の農民必需品が食糧との交換財に指定され、これら商品のH K Pと最高国民経済會議に承認された計画に準じた必要量がH K Pの管轄下に入ることになった。商品交換の実施は地方食糧組織と全権委員に課せられるとの一般方針が定められ、交換手続は指令で定められることとされた。<sup>⑬</sup>

同布告を受け四月二日付でH K Pの生産物交換管理局(議長O・IO・シュミット)は「商品交換に関する指令」を出した。ここには二一年の商品交換制とは全く異なる規定があった。それは交換財を「村全体、大村、郷、協同組合のみが穀物と交換で受取ることができ、個々の経営と農民との穀物の交換は行なわない」という集団的商品交換制であった。<sup>⑭</sup>交換手続は以下に定められた。団体 *коллектив* は交換に提供できる、「強調—引用者」穀物量を



郡または県食糧委に通告し、県食糧委と穀物引渡時に交換に必要とする商品の取決めを行なう。県食糧委は団体からの穀物受取量と次の直通貨物便からの団体の商品受取権を明記した受領書を交付する。商品交換の際には食糧コミサルが引渡された穀物価値の四分の一の商品を与え、残りは現金決済か次の貨物便での商品受領書が交付された（ここでは自発性に基づく交換が規定されていることに注意）。

更に県ソヴェト食糧部と食糧委宛のHKI指令が出され、商品は工場出荷価格に一定の手数料を加え県食糧組織に送付すること、次いで郡食糧組織、郷と地区の団体に配分されること、逆に納付された穀物は国家フォンドとなり住民数に比例して消費県で配分することが定められた。<sup>⑮</sup>

以上の全国の商品交換制が先の三月七日の《ブラヴダ》論文を基調にして確立された。

モスクワ州食糧委、北部州食糧委、県・市食糧委、シベリア地方 *Красноярский* ソヴェトがこの時期に商品交換機関として機能した。<sup>⑯</sup>

こうして一八年春にはいくつかの地方で商品交換が組織された。三月一六日から四月末までに生産物交換管理局ペトログラート支部は刈取機三千丁以上をはじめ各種の農具をロシアの各都市に発送した。スタヴロポリ県では多くの駅で商品交換で穀物が引渡さ

れていた。アストラハンでも魚と工業製品との商品交換が日々強化されていると伝えられた。<sup>⑰</sup>

以上の商品交換の原則は食糧部隊にも適用された。例えば四月にモスクワ県食糧大会で採択された徴発部隊に関する決議は以下のように述べている。「徴発部隊は決して武力による穀物徴収をその第一の任務としてはならない。逆に情宣、説得、商品交換を〔第一の任務とすべきである〕。それ故……部隊への商品の速やかな貸付と商品交換実施のため、県食糧部に近い将来工場と企業からの商品の受取りに向けてあらゆる措置を採るよう委ねる」と。<sup>⑱</sup>

だが革命後も食糧危機は昂進し続けた。一七年一月三日付で一人当りの食糧配給基準が一日穀物半フント、一ヶ月挽割り一フント、砂糖二フント、油と茶各四分の一フント、肉一フントと定められたが、この基準さえも遵守されず、一八年一月一八日に改めて穀物配給を一日半フントに引上げる指令が出された。<sup>⑲</sup>

一八年三月の穀物積荷は計画の二二パーセントが遂行されただけで、四月に入ると食糧事情は破滅的なものとなった。ペトログラートでは四月二九日以後穀物配給は一日八分の一フントにまで縮少された。<sup>⑳</sup> ヤロスラウリでは一人当り穀物配給が一月の八・五フントから四月には六・五フントにまで低下した。<sup>㉑</sup> 農村は更に劣悪であった。北部には一ヶ月半フントの穀物配給の郡さえあった。<sup>㉒</sup>



ト食糧大臣は、食糧業務で地方組織が無条件に従属すべき唯一の中央権力の設置を決議した。<sup>30)</sup> それに対し五月一〇日北部州食糧参事会「Продовольственная управа」議長B・Γ・グロマンを中心にして北部州食糧参事会・モスクワ食糧合同会議が開かれ、「穀物を受取る大衆的方法として穀物の武力的徴収を当てるのは実りがなく、調達の経済的方法を麻痺させる」とし、商品交換、最必需品価格の固定化等を求めた決議を採択した。更にルイコフ、グロマンらの署名を付けてこの決議を人民委員会議に送付した。<sup>31)</sup> 直ちに《ブラウダ》は、「食糧独裁が事態の改善に役立つかない」と言明している中央執行委の「反対派」の代表たちは食糧業務を挫折させようとする「サボタージュの政治的煽動者である」との激しい非難で応じた。

五月一三日の中央執行委で所謂食糧独裁令が採択された。本布告は播種と一定基準の個人消費を超える量を穀物余剰と規定し、全余剰の申告を義務付けた。更に隠匿余剰の摘発の際「穀物は無償で没収され、公定価格で算定された申告漏れの余剰は……隠匿余剰の通告者に半分、残り半分は村団に支払われる」と密告を奨励すると共に、HKKIを唯一の命令機関として、「余剰穀物没収拒否の場合は武力の行使」をも含む全権をHKKIに付与した。本布告の条文では申告した余剰の引渡しに関する具体的規定はないが

前文で「畑への播種と新収穫までの家族の食糧に必要な量を超過して保有者に一ブードの穀物も残してはならない」と明記されている以上、全余剰の無条件の供出義務を課したものである。そして本布告の理念は全勤労無産農民への穀物余剰保有者クラークとの農村内階級闘争の呼びかけであった。<sup>32)</sup> HKKI機関誌が正しくも指摘したように、この食糧独裁令は四月二日付商品交換布告で規定された農民との「取決め」を禁じ、自発的取引 *добровольная сделка* を奪ったものであり、自発性に基づく商品交換の原則を著しく変質させたのである。<sup>33)</sup>

① «Рабочий и солдат», 27 октября 1917г. цит по Ю. К. Сприжков. Продовольственные отряды в годы гражданской войны и иностранной интервенции, М., 1973, стр. 34.

② Там же, стр. 36, 37-38.

③ «Известия НКП», 1918, No. 1, стр. 23-24.

④ Декреты советской власти, Т. 1, стр. 282-284. [Цит ДСВ]

⑤ Там же, стр. 459-460.

⑥ «Известия НКП», 1918, No. 4-5, стр. 22.

⑦ В. И. Ленин. ПСС, Т. 35, стр. 61.

⑧ Там же, стр. 250.

⑨ «Известия ВЦИК», 24 мая 1918г.

⑩ «Правда», 7 марта 1918г. 無署名だがHKKI代表の執筆と想像される。

⑪ «Известия НКП», 1918, No. 1, стр. 9-10.

⑫ ДСВ, Т. 2, стр. 22. それと交換に一億二〇〇万ブードの穀物調

柳中尉 (Г. Л. Рубинштейн. Указ. соч., стр. 89)。<sup>①</sup> 商賈の内幕は  
《Известия ВЦИК》, 23 апреля 1918г.

② 《Известия ВЦИК》, 2 апреля 1918г.

③ 労働力と土地の団結 = 共同体を媒介として農民を一体化し  
て掌握しようとした。二年の現物税実施で「勤労小作農」  
階級が築かれたのは幸甚であらう。

④ 《Известия НКП》, 1918, No. 1, стр. 12-13

⑤ 《Известия НКП》, 1918, No. 4-5, стр. 37.

⑥ 《Известия НКП》, 1918, No. 2-3, стр. 26, No. 4-5, стр. 38.

⑦ 《Известия НКП》, 1918, No. 4-5, стр. 22.

⑧ 《Известия ВЦИК》, 4 ноября 1917г.

⑨ ДСВ, т. 1, стр. 245.

⑩ Авр. Б. 《Известия НКП》, 1918, No. 8, стр. 9.

⑪ 《Правда》, 30 апреля 1918г.

⑫ 《Известия НКП》, 1918, No. 2-3, стр. 6.

⑬ 《Известия ВЦИК》, 10 мая 1918г.

⑭ 五月に農産物の購入価格に「トール」を課税する。二〇年「トール」  
に課税された《Известия ВЦИК》, 15 мая 1918г。<sup>①</sup>

⑮ 《Известия НКП》, 1918, No. 2-3, стр. 6-7.

⑯ 《Известия НКП》, 1918, No. 4-5, стр. 45.

⑰ 《Известия НКП》, 1918, No. 1, стр. 23.

⑱ В. И. Ленин. ПСС, т. 50, стр. 70-71, прим. стр. 424.

⑲ 《Известия ВЦИК》, 10 мая 1918г.

⑳ 余剰量の数字は食糧省統計 = 経済部の算出(Народное хозяйство,  
1918, No. 3, стр. 32-37)。<sup>①</sup> その他については異なる数字がある。<sup>②</sup>  
これは Ленинский сборник, т. XVIII, стр. 83-84, Протоколы заседания  
ВЦИК 4-го созыва; статистический отчет, М., 1920, стр. 242-243.

(註1) ВЦИК) Пятый Всероссийский съезд рабочих, солдатских, и  
крестьянских депутатов, М., 1918, стр. 135. (註2) В съезде 《Изве-  
стия ВЦИК》, 10 мая 1918г.

② 《Известия НКП》, 1918, No. 1, стр. 23.

③ 《Известия ВЦИК》, 21 мая 1918г.

④ 《Известия ВЦИК》, 30 мая 1918г.

⑤ П. Федоров. Указ. статья, стр. 3.彼は「НКП機関誌の編集長」。  
「トール」を課税するの海峽を監視しようとする。 см.: Ю. К. Стриж-  
ков. Указ. соч., стр. 31-32.

⑥ 華盛頓駐在 Ленинский сборник, т. XVIII, стр. 80-81. ВЦИК, стр.  
251. В. И. Ленин. ПСС, т. 36, стр. 316-317, прим. стр. 607.

⑦ 《Известия ВЦИК》, 17 мая 1918г.

⑧ 市では食糧省と食糧部機関誌の発行だ。

⑨ Ю. К. Стрижков. Указ. соч., стр. 59. 後、北都州食糧省が、技  
術的調査を受けたのはこのように無関係ではない。<sup>①</sup> 《Известия  
ВЦИК》, 4 июля 1918г。<sup>②</sup>

⑩ Г. Б. 《Правда》, 12 мая 1918г. ノーリンは「民田の中央執行委員  
会を組織する」と宣言して非難した(В. И. Ленин. ПСС, т. 36,  
стр. 403)。<sup>①</sup>

⑪ ノーリンの農民の一人組の年間消費基準は生産地区別に「消費地  
区」別に「トール」(ВЦИК, стр. 242)。<sup>②</sup>

⑫ ДСВ, т. 2, стр. 260-266.

⑬ Н. М. 《Известия НКП》, 1918, No. 8, стр. 4.

### 三 強制的調達の移行

商品交換制は既にノーリンによって過渡期の交換形態として理

論付けられ、この穀物調達手段のみが革命後新しいものとして導入されたのであった。だが理論的のみならず現実的にも商品交換制を当時の状況は要請していた。何故なら減価する貨幣で農民は穀物を引渡そうとしないが、農民必需品との交換では「喜んで自分の穀物を引渡すであらう」ことが期待されたからである。<sup>①</sup>この期待が実現されるためには充分な商品量の供給と等価交換という条件の下でのみ可能であり、そのような条件でのみ都市と農村との適正な相互関係が確立されるはずであった。だが二年と同様に一八年の制度も農民に不利に設定されていた。即ち、第一に法的には公定価格（市場価格より著しく低い）で引渡された穀物価値の四分の一の商品が交換されただけである。残りは減価する貨幣で支払われた。一方交換財には公定価格が導入されておらず、ここでは農民は益々不利な立場に置かれ、自分が胡麻化されると感じていた。<sup>④</sup>更に商品は穀物引渡しの際に受取るのではなく、この時は商品の受領証書が交付されるだけであった。従って農民は決して自発的に穀物を引渡そうとせず頑強に抵抗した。例えばトゥーラ県では農民はクラークと貧農と一体となって小銃、機関銃、大砲で武装し「驚くべき抵抗」を見せた。<sup>⑤</sup>

こうした商品交換制の失敗の第二の理由は商品不足である。戦争と革命はロシアの工業を解体させた。一八年前半の工業生産高

は一三年の年間生産の二一・四パーセントを達成しただけであった。<sup>⑥</sup>特にトルケスタンの棉花生産の凋落は交換財として重要な繊維工業に大きな打撃を与えた。更に一七年六月に繊維の国家買付機関として設置された繊維ツェントロ Центрорань は繊維販売量の一〇パーセントを規制していただけで、H K Пは必要な交換財を買付けることができなかった。<sup>⑧</sup>こうして確保された乏しい交換財は私的商業機関の助けを借りて現地へ輸送されたが、度々県食糧委は交換財を都市住民に分配し、農村住民には何も残されなかった。<sup>⑨</sup>タムボフ県では四―五月は商品交換が組織されず、中央から送付された織物が徒らに穀物倉庫に眠ったままであった。<sup>⑩</sup>カザン県食糧部は総て現金で織物を売買していた。<sup>⑪</sup>

だが商品交換制を挫折させたのは、制度的不備、商品不足、地方の未組織性といった「上から」の要因に留まらない。農民は自らのやり方でこの制度を掘り崩したのであった。その一つがかつぎ屋の跋扈である。四月二日布告は「バラバラの сепарный」、個人的、自然発生的商品交換の穀物調達に及ぼす悪影響を排除し、国家への穀物の流れを強化するであろうと想定されていた。そのため個人的商品交換、即ち集団 коллектив (村団) の個々の成員への商品の交付は決して認められず、その場合商品は没収されると、特に集団的交換制が強調されていた。<sup>⑫</sup>だが依然かつぎ屋は



H K IIの判断で労働者部隊を設置する。これら諸点が定められた。こうして州食糧機関の解体と、地方ソヴェトから離脱の方向で地方食糧機関がH K IIの一元的支配下に再編された。<sup>44)</sup>

当時都市の労働者組織は独自の調達活動を広く展開していた。

食糧人民委代理ブリュハノーフはこれを「バラバラの現象としてのかつぎ屋行為 *Мелочничество* が今ではいくらか組織的形態を採り、集団のかつぎ屋行為となり……小さな都市細胞の志向する現象となった」と表現した。<sup>45)</sup> 所謂「潜りの *Неофициальный* 商品交換」が展開していたのである。これに呼応していくつかの地方食糧組織も独自に穀物調達の認可を与え穀物専売制を揺がせていた。サラトフ・ソヴェト執行委は差迫った飢饉と穀物送付が少ないため、三月穀物自由搬送を宣言した。<sup>46)</sup> 四月モスクワ州委員会は織物その他の工業製品を送付し、州食糧委から穀物独立調達の認可を得ていた。<sup>47)</sup> 一方このような消費県への穀物大量搬出に対抗し、農産物搬出禁止措置を採る生産県もあった。例えば、かつぎ屋との深刻な闘争が行なわれていたカザン県では県食糧参事会が県外への穀物搬出禁止令を出し、従来の認可を廃止した。<sup>48)</sup> こうして消費県と生産県との確執があった。既に見たように繊維工業を背景として持つモスクワと北部州食糧組織が政府の食糧政策反対の先頭に立っていた。五月下旬頃モスクワ市食糧委の労働者グループ

は「食糧独裁は現在望まぬものである」との決議を出した。<sup>49)</sup> 五月二八日の人民委員会議で独立調達問題が採上げられ、「独立調達は不可能なこと、食糧業務の中央集権化が必要なことの精確で、明確で、平易な説明」の草案作成が指令された。労働者側から独立調達の要請があり、翌二九日の審議にH K II代表と共に二名の労働者代表を招聘することがI O・ラリンに委託された。<sup>50)</sup> かし二九日に採択された「飢饉との闘争についての訴え」の中で「所謂独立調達は更に食糧崩壊を昂進させる恐るべき悪である」との政府の基本方針が確認された。<sup>51)</sup>

六月一日人民委員会議は特別条例を出し、労働者と貧農のあらゆる食糧組織はH K IIの指令に従属すべきことを定め、翌二日H K IIは全食糧組織とソヴェトに「独立調達のいかなる認可証の交付も直ちに停止し、既に交付されている認可証を直ちに無効にする」旨の指令を出した。<sup>52)</sup> 三日の人民委員会議でモスクワ食糧コミサール・ルイコフと労働者代表・ラリンは食糧独裁政策の変更を提起したが、「独立調達のあらゆる要求と公定価格の変更は唯一正しい革命的政策的挫折である」と敢しく指弾され、提案は否決された。五日同会議は六月二日付指令を承認した。<sup>53)</sup>

独立調達の禁止と同時に、地方権力による指定外 *Неопринципально* 生産物の搬出制限が禁止された。<sup>54)</sup> H K IIは全ソヴェトと





る。三日付布告で、労働組合連合体、工場委員会連合体、郡・市ソヴェト（この段階が中央の掌握するソヴェトであろう）に公定価格による穀物の獲得またはクラークからの穀物の没収の目的で食糧部隊を組織する権限が与えられた。部隊は当該消費県の県食糧委に登録され、調達地区の食糧委の指示と統制の下で調達を行ない、調達穀物の半分は部隊を派遣した県、残り半分は調達現地のH K Pの管轄下に入るとされた。更に二〇日付で食糧部隊と徴発の詳細な規程が出された。各部隊は二―三丁の機関銃を携行し、七五人以上で構成され、<sup>④</sup>部隊長と政治コミサルが指揮を分担した。徴収は以下のように規定された。政治コミサルは村で貧農集会を召集し、貧農の組織化について情宣を行った後、穀物没収と分配のために新たな貧農委員会を選出する。次いで部隊と貧農委により貧農を除く全員の穀物貯蔵リストを作成し隠匿穀物を摘発する。一定基準で個人消費、経営上の必要量が算定され、貧農のため余剰からこの必要量が控除され貧農委に引渡される。そして残余の余剰穀物がH K Pの管轄下に入ると定められた。<sup>⑤</sup>だがこのような徴収手続は現地の食糧部隊の恣意で穀物没出し量が左右される余地が残されていた。<sup>⑥</sup>従って次には農民の消費と現地部隊の恣意に係わりなく穀物没出し量を「上から」割当てる必要に迫られることになるであろう。

内戦の激化と共に食糧事情は益々困難なものとなり、中央穀物県での穀物調達を強化することが必要となった。モスクワ市食糧委員長M・E・シェフレルの報告に拠れば欧露一四穀物県の穀物余剰は最少限で三二五〇万ブードと算定され、一ヶ月労働者二五フント、農村住民と労働者家族一五フント、その他一〇フントの消費基準で次の収穫までの二ヶ月間を賄うことができる、但しそれは穀物県の全穀物余剰を没出すことと穀物専売と消費基準を飢饉県のみならず生産県にまで実施する条件の下でのみ可能である<sup>⑦</sup>と言う。この目的で八月五日付布告により中央穀物県に義務的の商品交換制が導入された。<sup>⑧</sup>この布告の意味するところは第一にこれまで事実上穀物専売制が敷かれていなかった生産県にまでそれを拡大したことである。第二に、食糧以外での商品引渡しを認めなくしたことである（条文では商品の八五パーセント以上を農産物で支払う）。従って食糧生産物の引渡しを拒否する場合は当然にも商品の出荷を停止するという恫喝をかける под угрозой ことができた。<sup>⑨</sup>事実、サラトフ、スモレンスク、ヴィテブスク等の県食糧委は穀物を引渡さない地域への商品の分配を停止した。<sup>⑩</sup>第三に個人的商品交換を要求する農民や交換の義務制に反対する協同組合の抵抗を排し、集団的交換制の原則を再確認した<sup>⑪</sup>ことである。<sup>⑫</sup>商品分配組織は農業協同組合、私的企業にまで拡大され、それら

は農産物で支払いの後協同組合ソユース、県・郡食糧委から商品の供給を受けた。

五月二七日布告で全最必需品を住民に供給する単一組織として規定されたHKKはここではじめて、農産物調達と工業商品分配を有機的に結合させることができたのである。「国有化」された土地からの農産物と国営工業製品との交換は社会主義的生産物交換の外皮をまもっているように思われた。HKK参与M・フルムキンは八月五日布告を「集団的生産物交換の局面を開いた」と見たと見た<sup>④</sup>。同布告をロシア共和国全土に拡大した一九年八月五日布告は義務的商品交換制を生産物交換と呼んだ(これは一八年一月に出された、私的商業機関の廃止とHKKによる日用品の計画的供給を目指した「供給の組織化について」の布告、一九年三月の「消費者コムミュナについて」の布告が前提となっており、一九年の商品交換令は貨幣の支払いを一切認めていない)。レーニンは穀物と最必需品の専売制の実施が「資本主義的商品交換から社会主義的生産物交換への漸次的移行の最も重要な手段」と見做した<sup>⑤</sup>。既に一八年五月に最高国民経済会議によって、大衆消費財の公定価格確定のため公定価格委員会が設置されていたが、ようやく一八年秋以後逐次それらに公定価格が導入された。こうしてソヴェト社会はコムミュン型国家への傾斜を深めて行く。

だが問題はこれで解決されなかった。第二回全ロシア食糧会議で、ブリュハーノフは義務的商品交換制は穀物汲出しの手段として不十分であったことを認めた<sup>⑥</sup>。一九年の県食糧委代表者大会でツルーパーも「商品交換の実現は現在不可能である、というのは充分な量の商品がないので」と報告した<sup>⑦</sup>。こうして内戦期に法的には依然として存在する商品交換制も後景に退き、穀物調達の主力は食糧割当徴発制に移った。それ以後商品交換は食糧割当徴発制を補完するブレミア的性格を帯びるようになるのである<sup>⑧</sup>。

従って農村危機の深化と共に割当徴発制の限界が顕在化される二一年になると穀物調達手段としての商品交換制が再評価されるようになるであろうし、割当徴発から現物税への移行は商品交換制と一体となったものにならざるをえないであろう。

- ① 左派エスエルB・A・カレーリンの発言(「V. cesa. ctp. 147」)。
- ② H. H. «Известия ВЛКК», 25 июня 1918г.
- ③ C. П. セレダが派遣されたオリョール県では模範的に商品交換制が広汎に展開されたが、ここでも法規定通り穀物価値の四分の一の商品が支払われただけである(Ю. П. Авдеев: «История СССР», 1966, No. 3, ctp. 142)。

- ④ カレーリンの発言(「V. cesa. ctp. 147」)。
- ⑤ H. M. «Известия НКПД», 1918, No. 6-7, ctp. 38.
- ⑥ П. И. Попов: «На новых путях». Вып. III, M., 1923, ctp. 169.
- ⑦ HKK参与H・3・ママイリスキーの発言(«ВЛКК», ctp. 80)。

- ③ ショットランドの人民委員会談の報告 (『Известия НКПТ』, 1918, No. 9, стр. 21)。一八年七月一八日布告で織維製品が専売化せられた (ДСВ, Т. 3, стр. 50-51)。
- ④ ンキリスキーの発言 (ВЛИК, стр. 81)。
- ⑤ 『Известия НКПТ』, 1918, No. 12-13, стр. 37。
- ⑥ Д. Малютин, 『Известия НКПТ』, 1918, No. 18-19, стр. 13。
- ⑦ А. Юрьев, 『Народное хозяйство』, 1919, No. 11-12, стр. 16。『Правда』, 7 марта 1918г。
- ⑧ ВЛИК, стр. 246。
- ⑨ 『Известия НКПТ』, 1918, No. 1, стр. 23。
- ⑩ 『Правда』, 17 мая 1918г。
- ⑪ Н. М. 『Известия НКПТ』, 1918, No. 6-7, стр. 38。
- ⑫ V'езд, стр. 142。
- ⑬ 例えは一八年三月にキスタワノ三二八輛の穀物貨物が送付されたが到着したのは四ヶ月間だけ (Д. С. Вагунн, 『Исторические записки』, 1957, Т. 61, стр. 340)。<sup>1)</sup> 一八年一〇月に食糧貨物の掠奪禁止令が出た (ДСВ, Т. 3, стр. 422)。
- ⑭ V'езд, стр. 141。
- ⑮ シトルーンの報告 (ВЛИК, стр. 246)。
- ⑯ ДСВ, Т. 2, стр. 306-312。
- ⑰ 但し一八年三月ハリヨンに設置されたロシア南部州食糧非常委員会 Чокпораは、ドイツ軍の侵攻に応じてロストフ、エカチェリノダー、ツァリツィンと移動し、一九年一二月に地方の県食糧委に解消せられたと存在した (Д. С. Вагунн, Указ. статья, стр. 346-347, 348)。<sup>2)</sup> Чокпораの北北南カースへの意識については前掲石井論文参照。ショリーマンへの困難な活動については『Известия НКПТ』, 1918 No. 6-7, стр. 16 参照。<sup>3)</sup> 地方調達機関の構成については『Известия ВЛИК』, 29 мая 1918г. 参照。<sup>4)</sup>
- ⑱ ВЛИК, стр. 79。
- ⑳ П. Федоров, 『Известия НКПТ』, 1918, No. 8, стр. 23。
- ㉑ 『Правда』, 14 марта 1918г。
- ㉒ 『Правда』, 10 апреля 1918г。
- ㉓ 『Известия НКПТ』, 1918, No. 4-5, стр. 45, No. 6-7, стр. 18。
- ㉔ 『Известия НКПТ』, 1918, No. 4-5, стр. 25。
- ㉕ Ленинский сборник, Т. XVIII, стр. 95, 『Известия ВЛИК』, 5 июня 1918г。
- ㉖ 『Известия ВЛИК』, 31 мая 1918г。
- ㉗ 『Известия НКПТ』, 1918, No. 6-7, стр. 10-11。
- ㉘ ДСВ, Т. 2, стр. 382, В. М. Устинов, Указ. соч., стр. 40。
- ㉙ 一八年一二月の指令で労働組合組織に指定外生産物の買付が認可された (ДСВ, Т. 4, стр. 201-202) が、一九年一月の命令は依然地方権力による妨害を弾劾しよう (Там же, стр. 596)。
- ㉚ 『Известия НКПТ』, 1918, No. 8, стр. 23。
- ㉛ 穀物以外、例えは馬鈴薯の独立調達は認可される。例えは五月二九日付でタムホフ、トゥーラ等の中央農業県の食糧委が馬鈴薯の独立調達への妨害を加えてくるのを「反国家的政策」として非難したツェルナー、署名の電報が寄せられた (『Известия НКПТ』, 1918, No. 6-7, стр. 16)。<sup>5)</sup> 但し早掘りによる収穫不足を避けるため一時的に八月一五日まで新馬鈴薯のモスクワへの搬入と販売は禁止された (『Известия ВЛИК』, 13 июля 1918г)。<sup>6)</sup>
- ㉜ В. И. Ленин, ПСС, Т. 36, стр. 445。
- ㉝ Н. Д. 『Известия ВЛИК』, 25 июля 1918г。
- ㉞ 『Известия НКПТ』, 1918, No. 6-7, стр. 20。
- ㉟ 『Известия НКПТ』, 1918, No. 4-5, стр. 45。

①⑧ ДСВ, Т. 2, стр. 416-418. 貧農委員会については前掲石井論文に詳細な考究があり、ここには触れな。

①⑨ Известия НКП, 1919, No. 1-2, стр. 16.

①⑩ 五月二十九日の訴えの中の表現 (ДСВ, Т. 2, стр. 353)。

①⑪ Известия ВЛК, 25 июля 1918г. 飲んだくれてばかりいたところ、労働者部隊の質の悪化についてはレーニンの六月四日の中央執行委合同会議の報告 (В. И. Ленин, ПСС, Т. 36, стр. 447)、『ツマナーの第五回ソヴエト大会の報告 (V' съез, стр. 143-144)』また部隊のフロンタリヤ的規律についての七月一日の電報 (ДСВ, Т. 2, стр. 625-626) を見よ。

①⑫ 同テーマに基づき八月四—八日間で「労働者組織の殺物調達への導入について」「刈入れ部隊について」(この布告は生産地点への労働者部隊の介入を定めた特異なものと言え)、『闘争糧取締部隊について』「殺物公定価格」等の布告が出された。

①⑬ ДСВ, Т. 3, стр. 142-143.

①⑭ それ以前は通常少人数であった。例えば某郡では全部で一五〇人の歩兵から成る三部隊が活動してしたが、徴発の際には一五二〇人の小隊に分けられた (Известия ВЛК, 13 июля 1918г.)。

①⑮ Известия НКП, 1918, No. 18-19, стр. 35-36.

①⑯ 例えばキモスタロ党委員会が採択された食糧部隊条例には「部隊員が掃宅の際食糧を掃却することを厳禁する」とあり (Известия НКП, 1918, No. 12-13, стр. 30)。

①⑰ Известия ВЛК, 13 июля 1918г.

①⑱ ДСВ, Т. 3, стр. 174-178. И. Н. Карは七月の左派エムゼンの追放が八月の食糧政策の強化を産み出したと示唆している (E. H. Carr, The Bolshevik Revolution, vol. 2, Penguin Books, p. 152) が、筆者は内戦の激化と食糧独裁令の必然的帰結と見る。

①⑲ Шиболун, Шиболун, Шиболун (V' съез, стр. 149, 153)。

②⑰ А. Юрен, Указ, статья, стр. 17.

②⑱ М. Фрумкин, Известия НКП, 1919, No. 13-16, стр. 6. ノーリシ本布告のチーポの中で「播種農民には殺物との交換以外には全く商品を買渡せな」という協同組合に義務付けた (В. И. Ленин, ПСС, Т. 37, стр. 32)。

②⑲ М. Фрумкин, Указ, статья, стр. 5-6.

③⑰ Там же, стр. 5.

③⑱ ДСВ, Т. 6, стр. 14.

③⑲ ДСВ, Т. 4, стр. 41-45.

③⑳ Там же, стр. 503-507.

③㉑ В. И. Ленин, ПСС, Т. 36, стр. 430.

③㉒ Народное хозяйство, 1918, No. 6-7, стр. 31.

③㉓ Известия НКП, 1919, No. 1-2, стр. 17.

③㉔ Народное хозяйство, 1919, No. 11-12, стр. 89.

③㉕ 先駆的なものとしては一八年七月のヴァトカ県の「シユリフエル方式」(Ю. А. Алексеев, Указ, статья, стр. 138-139)。<sup>1)</sup> ノレシンの商品交換制は特に原料に適用され、例えば亜麻調達では割当徴発の遂行後、商品交換原理で商品を受取るものとなった (ДСВ, Т. 4, стр. 480-481)。

③㉖ 例えば Гравал, 26 февраля 1921г. のキモスタロ県コンツェサルとキスタワ県農業部長の論文。

#### 四 内戦期の「自由市場」

殺物調達、「国家機関化」と同時に、分配にも国家統制が敷か

れる。一八年四月一日布告で、住民に消費財を供給する末端機関として消費協同組合と私的商業施設が設定され、それらは供給に關しH K Πが定める基準の遵守が義務付けられた。<sup>①</sup>レーニンの草案では「現存する消費組合は国有化される」<sup>②</sup>とあり、H K Πの草案では全市民が地方消費組合に属すべきことを定めた。<sup>③</sup>この規定が生産物交換（その重要な契機は全住民の供給組織への統合と商品交換）を措定したものであるとの指摘は正しいであろう。<sup>④</sup>だが協同組合側からの抵抗があり、布告ではこれらの条項は削除された。それ故官報では「過渡的措置として消費協同組合についての布告」が採択されたと報じられた。<sup>⑤</sup>

一月二二日布告「供給の組織化について」で「私的商業機関の廃止のため、ソヴェト、協同組合配給所からの全生産物の住民への計画的供給のため、H K Πに個人消費・家政財の全生産物の調達が課せられる」ことになった。<sup>⑥</sup>

食糧供給については工業中央部の大都市に配給券制が導入された。モスクワでは一八年七月三日市ソヴェト幹部会で、重労働、通常労働、軽労働と労働者家族、その他の四等級に分け、分配基準を五、四、三、二に定めた階級的配給制の実施が決定された。<sup>⑦</sup>

食糧配給券制はその後多数の基準が各部門に適用されながら二一年はじめに単一保証基準が確定され、この保証基準がネットの展

開と共に廃止される一月まで続き、三七六万人余がこの供給を受けていた。<sup>⑧</sup>

この外、食糧配給券の不足分を補なうために共同食堂 *общественные столовые* が大都市に設置された。モスクワとペトログラートでは約八〇万の労働者・職員がこれを利用して（一日二度の食事でモスクワで四〇〇、ペトログラートで六〇〇カロリーを補給していた）。<sup>⑨</sup>

一八年七月にH K Πより都市住民の穀物配給の階級基準が月間一人当り重労働者三六、その他の労働者二五、職員一八、その他一二フントと定められたが、一八一一年で国家により供給されたのは穀物の四〇パーセントに過ぎない。一九年はじめで県市での配給券による食糧の受取りは総カロリーの二〇パーセント足らずで、農村では更に低く一〇パーセント余りであった。<sup>⑩</sup>従って人々は生きるために自ら食糧を確保せねばならない。そしてソヴェト権力は社会主義的分配制度で住民に十分な供給ができない以上、私的取引を一定範囲で認めざるをえなかったのもまた事実であった。

一八年一月二六日最高国民経済会議・H K Π条例に抛り一連の生産物が専売品に指定され、<sup>⑪</sup>法的には私的商業が禁止されなかったにも拘わらず、馬鈴薯、牛乳、野菜その他の極くわずかの農

産物商業のみが合法的なものとなった。一八年一二月に地方ソヴェトの認可の下で労働者組織にこれら指定外農産物の買付と運搬が認可された。一九年一月には官庁職員の組織にも同様な権限が与えられた。<sup>⑭</sup>

しかし最も緊要な農産物である穀物は「非合法市場」で購入されていたのである。一八年前半でもモスクワ労働者の八五パーセントがこのような獲得手段に頼っていた。<sup>⑮</sup>

このような「非合法」自由市場」を形成したのがかつぎ屋 *Мешочник* であった。ソヴェト権力は穀物専売制を脅かすものとしてかつぎ屋との闘争に乗出した。一八年二月に鉄道防衛全ロシア非常委員会が設置され、本委員会に鉄道でのかつぎ屋との最も断固たる闘争が義務付けられ、武力抵抗の際にはかつぎ屋を現場で射殺する権限まで与えられた。<sup>⑯</sup> トヴェリ県では郷の各所に民警と赤軍から成る闘食糧取締部隊 *защитные реквизиционные отряды* が配置され、検束された者の給ての持物が没収された。没収の際、闘物資は度々部隊によって横領され委員会にはわずかが引渡されるだけであったが、かつぎ屋の責任を問われるのを恐れてその職権濫用を告発するものは誰もいなかったと言ふ。<sup>⑰</sup> タムボフ県では取締部隊が武装団の襲撃を受け、武装解除され殺害された例もあった。<sup>⑱</sup> また鉄道沿線で活動していた取締部隊を避

け、モスクワ向けの穀物は荷馬車でリヤザン、トゥーラ、カルーガ県を經由して搬入された。<sup>⑲</sup> セミパラチンスクの地方 *Красноярск* ソヴェトは全ソヴェトに航路でのかつぎ屋による穀物搬出阻止のため全埠頭に武装部隊を組織することを指令した。<sup>⑳</sup>

確にかつぎ屋は投機的性格も帯びていた。一八年春にモスクワの駅で一〇〇〇人のかつぎ屋が逮捕されたが、自家消費のため麦粉を運んでいたのはその内一三〇人だけで残りは多少とも投機を目的とした運搬であった。<sup>㉑</sup> そのためモスクワのライ麦粉の自由価格は一ブード一〇、小麦粉は一七〇ルーブリと公定価格の二〇倍にまで高騰していた。<sup>㉒</sup> こうして穀物自由価格は段階的に大きな乖離を見せた。例えば五月はじめの生産県のタムボフ県でさえ村で一ブード一八一三〇ルーブリのライ麦粉がタムボフ市で四五—五〇ルーブリであり、モスクワでは一六〇—一八〇、ペトログレートでは四〇〇—五〇〇ルーブリであった。<sup>㉓</sup> 七月二二日布告で、営業としての専売食糧品の買占、販売、貯蔵に対し一〇年以上の自由剝奪、強制労働、全財産の没収というかつぎ屋に対する厳しい罰則が定められた。<sup>㉔</sup>

だが国家供給が不十分である以上、かつぎ屋は必要悪であり営業としてはなくより大衆的性格を帯びていた。一七年後半の農村調査では、村落の九四パーセントでかつぎ屋の存在が確認され、

その住民の四〇パーセントがかつき屋であった。従ってかつき屋とは以前の商人ではなく農民自身であった。

こうしてソヴェト権力も一定基準での食糧輸送を合法化せざるをえなくなる。一八年八月四日の取締部隊条例と八月六日の訴えに抛り、二〇フント以下の食糧（その内パン、油、肉は各一〇、二、五フント以下）の鉄道、汽船での携行が認可された。一八年一〇月一日までは特にモスクワとベトログラートへは一・五ブードの穀物自由搬入が認められていた。モスクワ・ソヴェト食糧部幹部会は市内で行なわれている独断的食糧探索を禁止すると共に、麦粉一〇フントまたはパン一五フントその他の個人消費食糧の家庭内保管基準を定めた。

一九年一月一七日の全ロシア中央執行委合同会議で穀物、砂糖、茶、塩等の全重要食糧品の専売制を整備すると共に、H K I 統制下でない取締部隊の解体が決定された。この決定を受け、一月二一日布告で指定外農産物の市場への自由荷馬車輸送と市場での自由販売（指定品目の馬鈴薯は公定価格で調達）が妨げられないよう監視することが地方ソヴェト組織に義務付けられた。ソヴェト権力は特に都市にとって必要な「自由市場」を保護せざるをえなかったのである。「モスクワ消費組合通報」は「独断的没収は都市住民にとって災いである」というのはそのため農民はバザー

ルへの食糧搬入を停止するので、と報じた。ハリコフでは住民の間で騒擾が起ったので地方権力は指定外農産物の商業を禁止するという根も葉もない風聞を公式に打消さねばならなかった。

一方内戦の激化と共にベトログラートでは私的商業が禁止されるようになる。ベトログラート食糧評議会は五月に全必需品の専売化を決議した。一九年夏の包囲戦の最中に青果小売商を除き、私的小売店の新設は認められなくなった。八月にはベトログラート・ソヴェトは一八一五〇歳の成年男子と一六歳以下の子供が商業に従事するのを禁止する指令を出し、二〇年はじめには全市場が閉鎖された。

だがこれは例外的事象であり、多くの都市では内戦期にも「自由市場」は存続していたのである。その象徴的存在が、モスクワの穀物倉庫とも資本主義的商業の変種とも言われたモスクワのスパレフカ市場であった。一九年でここで三二五八人の商人が商業を営み、モスクワ全市場取引の約半分を占めていた。合法的輸送や配給券で受取った消費財の転売等によって、さらには国营倉庫からの窃盗によって獲得された専売品を含むあらゆる商品がここで商われていた。食糧配給券でさえも投機の対象となっていた。またいくつかの農村市場も賑わいを見せていた。「生産郷は今やバザールに変わった。モスクワ、トゥーラ、リヤザンからのあらゆる

る投機者たちがそこへ行き来し、あらゆる商品が持込まれ、穀物、肉、その他の食糧品と交換している」とリヤザン県から伝えられた。<sup>④</sup>食糧人民委託代理フルムキンは二年に内戦期の食糧調達を総括し、「われわれは割当徴発のあらゆる成功に眩惑され、農民経営が自由にする著しい穀物量が残っていることを忘れていた。

……余剰は国家によって汲出されたのでなく市場に流れた」と書いた。<sup>⑤</sup>ある意味ではこれは正しい。何故なら割当徴発下でも穀物「自由市場」は存在していたのだから。

こうして内戦期にも必要悪として存続していた各地の「自由市場」が二一年三月の現物税布告の中で地方的取引が認可されるや、一斉に地上へと溢れ出るのである。経済学者クリッツマンはこの状況を次のように適確に表現している。

新経済政策が市場を産み出したのだとの印象を受けた。だが実際に新経済政策が市場を産み出したのではなく、内戦期に地下に追いやられていた市場が新経済政策を産み出したのである。<sup>⑥</sup>

クリッツマンも指摘しているように、二一年春に割当徴発に替わる現物税と共に導入された商品交換制は将来の無貨幣、生産物交換への過渡的措置であった。この制度は既に述べたように社会主義社会へ至るまでの過渡的形態として既に一八年四月に法制化

されていたが、ドイツの反革命軍の侵攻という異常事態の中で事実上失効してしまつたのである。この意味で、一八年中頃までの革命の初期を最初のネップ *первый НЭП* と呼ぶことができる。この指摘は正しいであろう。<sup>⑦</sup>だが二一年の秋までに商品交換制は崩壊し、商品と貨幣関係の復活の下でネップ体制が成立するのである。即ち R・バーロの表現を借りるなら「結局のところ全『社会主義』経済学は商品生産の経済学であると認めざるをえなくなり、いわば価値法則を上から再導入しなくてはならなくなった」<sup>⑧</sup>体制こそがネップなのである。従つてわれわれはこの体制を前過渡期社会（原理論的に過渡期社会に到達していないという意味で）として再検討する必要があるのではなからうか。

① ДСВ, т. 2, стр. 91-92.

② В. И. Ленин, ПСС, т. 35, стр. 209. Н К П 草案にも同様な表現がある (ДСВ, т. 2, стр. 81)。

③ Там же, Ленин, Н К П のは「消費コムーナーについての布告草案」となつてゐる。

④ В. В. Кабанов, Октябрьская революция и кооперация (1917г.-март 1919г.), М., 1973, стр. 141.

⑤ Учасники ВЛКСМ, 12 апреля 1918г.

⑥ ДСВ, т. 4, стр. 41-45.

⑦ Учасники ВЛКСМ, 1918, No. 12-13, стр. 32. В. Т. Ротштейн による同様な配給制が実施された (Т. Д. Рудинский, Указ. соч., стр. 99)。



同には第一等級の食糧の配給量が削減せられた。

- ② Д. Маркович, «Городное хозяйство», 1922, No. 2.
- ③ この頃にはむしろ М. П. Полещкий, «История СССР», 1974, No. 6, 参照。
- ④ В. М. Устинов, Указ, соч., стр. 41, Г. Д. Рубинштейн, Указ, соч., стр. 99-100.
- ⑤ Д. Крицман, Героический период великой русской революции, изд. 2-ое. М.-Л., 1926, стр. 137-139.
- ⑥ 1925年頃のことは Там же, стр. 132-133.
- ⑦ ДСВ, Т. 4, стр. 201-203.
- ⑧ Там же, стр. 601. 一九一九年九月一日以後軍と国営企業向けの国家調達を強化するため中央農業県への指定外生産物の自由調達権は失効した (ДСВ, Т. 6, стр. 40)。
- ⑨ Д. Крицман, Указ, соч., стр. 139.
- ⑩ Там же, стр. 140.
- ⑪ А. М. Большаков, Деревня 1917-1927, М., 1927, стр. 120.
- ⑫ «Известия НКП», 1918, No. 10-11, стр. 39.
- ⑬ В. М. Устинов, Указ, соч., стр. 39.
- ⑭ «Известия ВЦИК», 14 мая 1918г.
- ⑮ «Беднота», 31 марта 1918г.
- ⑯ «Правда», 6 марта 1918г.
- ⑰ «Известия ВЦИК», 30 мая 1918г.
- ⑱ ДСВ, Т. 3, стр. 78-80.
- ⑲ Д. Крицман, Указ, соч., стр. 139.
- ⑳ А. М. Большаков, Указ, соч., стр. 120.
- ㉑ ДСВ, Т. 3, стр. 171-172, 179. 両者の数字は異同があるが後者の数字を採った。携帯手荷物の詳細な規程は一八年一〇月一日に出される

(Там же, стр. 388-389)。

- ⑳ Там же, стр. 292-295, 369, В. И. Ленин, ПСС, Т. 37, прим. стр. 616.
- ㉑ «Известия НКП», 1918, No. 12-13, стр. 33.
- ㉒ ДСВ, Т. 4, стр. 296-298.
- ㉓ Там же, стр. 303-304.
- ㉔ «Бюллетень Московского потребительского общества» 30 августа 1919г. цит. по В. М. Устинов, Указ, соч., стр. 37.
- ㉕ «Экономическая жизнь», 10 мая 1919г.
- ㉖ «Известия ВЦИК», 23 мая 1918г.
- ㉗ В. М. Устинов, Указ, соч., стр. 38, Г. Д. Рубинштейн, Указ, соч., стр. 133.
- ㉘ «Бюллетень Московского потребительского общества» 11 июня 1919г. цит. по В. М. Устинов, Указ, соч., стр. 38.
- ㉙ «Экономическая жизнь», 18 февраля 1920г.
- ㉚ В. М. Устинов, Указ, соч., стр. 38, Г. Д. Рубинштейн, Указ, соч., стр. 133.
- ㉛ Д. Крицман, Указ, соч., стр. 141, В. М. Устинов, Указ, соч., стр. 39.
- ㉜ «Известия ВЦИК», 31 мая 1918г.
- ㉝ В. П. Дмитрико, «Исторические записки», Т. 79, стр. 230.
- ㉞ В. В. Кабанов, Указ, соч., стр. 250.
- ㉟ Д. Крицман, Указ, соч., стр. 246.
- ㊱ 一八年の制度は集団的なものに対して、二二年は個人的商品交換制であった(農業生産拡大への刺激とするため)ことは後者が必然的に商業形態を採らざるをえなかった「弱点」を孕んでいたこともまた事実である。概ね内戦期は団体＝村団を単位として農民を支配

していた（農産物の調達と消費財の分配で）。食糧独裁令の中にも、一八年八月六日の訴えの中にも穀物隠匿者への罰則に「永遠に村団から追放される」との規定（ДСВ, т. 3, стр. 179）があり、「一九年一月の割当徴発の際の村団の連帯保証制（СВ РСФСР, 1919, No. 1, стр. 11）も村団支配の志向を示している。また一八年末の商品分配は村団が申告する穀物引渡し報告に基づき行なわれ、これは村団との契約（または協定）であると言われた（М. Фрумкин. Указ. статья, стр. 9）。これは村レヴェルでのソヴェト権力の「上から」の行政組織が無効であり、農民の日常「伝統性に密着してしか農民を支配できなかったソヴェト権力の脆弱性を物語っている。この意味で一九年五月一日布告で郷食糧委の廃止と地区食糧委の設置が指示されたことは與

味ある事実である。何故なら地区とは「一つの地方的経済的中心を引圏とする *районность*、多少とも同種の経済的、日常生活条件で区別される県領内の一部」の謂であり、ここでは地区が行政区画に優先した（《Известия НКПД》, 1919, No. 11-12, стр. 70）ことは、これも「上から」の行政区画でなく農民の日常的経済圏にソヴェト権力が譲歩した証左であるのだから。

⑮ М. Кубанин. «На аграрном фронте», 1926, No. 2, стр. 36.

⑯ R. ハーロ前掲書、一四七頁。

（日本学術振興会奨励研究員 京都市西京区大原野東竹の里町4-1-2  
市宮住宅51棟・四〇四号）